

「横浜 I R の誘致に係る取組の振り返り」（中間報告）に対する市民の皆様からのご意見について

1 概要

(1) 期間

令和4年2月16日（水）から9月13日（火）まで

(2) 閲覧場所

市ホームページ、市内18区役所、横浜市市民情報センター

(3) 提出方法

電子メール、FAX、郵送、直接持参

(4) 受付状況

提出者：14人・団体

意見通数：24通

2 公表を希望されたご意見の内容

- 1 振り返りの目的についてこの案では、「横浜における I R の中止に伴い、これまで積み上げてきた検討・準備を無駄にしないよう、I R の誘致決定に至る市の意思決定の経過や検討内容等を改めて振り返る」とあります。（1頁）

そもそも、この目的が市民感覚からずれていると思います。当初より多くの市民が疑義を感じていたカジノ付 I R を誘致することに、なぜ市は執着してきたのか、どこか判断に誤りがあったのではないか、という視点での次にむけての振り返りでなければ、市民の為にはなりません。これまでの市の検討、準備を無駄にしないよう、とはどういう意味かわかりません。担当された市の職員を思い遣っての言葉であれば、結実しなかった仕事を指示してきた側の真摯な言葉をこそ記載すべきでしょう。

従って、この振り返り（案）は、事実を列挙しつつ、推進してきた側の気持ちで味付けしたレベルのものにとどまっています。再検討すべきだと考えます。

- 2 一番総括すべきは、市民の声に耳を傾けなかったことです。振り返り（案）では、125頁から始まる「広報・公聴の取組」の項で、市民からの声についてまとめて触れています。触れているのは、150～153頁の数枚にとどまっています。16～124頁までが「I R 検討から誘致の意思決定等の経過」についてです。

「平成28年度から令和4年1月までにいただいた意見・要望の総数は、延べ3,181件にのぼりました」「意見提出者数は延べ5,040人・団体と市が実施したパブリックコメントとして過去最高となり、また、提出された意見は、9,509件にのぼりました」と記述されているように、過去にない規模の市民の声が寄せられたことを市は認知しています。

その上で、それを聞いて市はどう感じたのか、I R 事業誘致をどう見直したのか、についてひとつも触れていません。パブコメを踏まえたマイナーチェンジレベルのことを指しているものではありません。公聴、広報とは、事業の撤退、大幅修正も意識しながら市民の意見を聞くこと、双方向の意見交換が大前提です。

- 3 さらに理解できないのは、まとめ（案）で何度も記述されている平成23年（2011年）2月4日付の「都心部活性化特別委員会報告書」にある『横浜の目玉となる新たな集客資源の創造』として、民間主導で取り組みを進めている『全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入』等については、行政側としても、法的整備を含めた課題を整理した上で、ワークショップやシンポジウムなどを開催し、市民の意見を聞く機会を設け、実現の可能性を調査・研究していくべきであるとし、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。」

（「まとめ」案40頁）という部分です。市は、これを調査研究すべしとの市会からの要望、と受け止めそのように動いたように書かれていますが、市民の意見を聞くことはしなかったわけで、誘致を前向きに判断するための調査研究には積極的で、市民の声を聞くことはしなかったことが、市民の理解が最後までを得られなかったことの要因の一つだと考えます。

このことを明記し、将来同じ事が発生しないようにしてください。

- 4 また、「I R（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼（RFI）等の実施」（48頁以降）のところで

は、事業者へのヒアリングによる事業計画とそれに基づく、市財政への寄与度などが公表されました。

しかし、市は「事業者との非公表の約束」をたてに、市民からの再三にわたる質問にも、具体的な数字の根拠などは明らかにしませんでした。本来なら、市がカジノ付 IR の事業の仕組みを市民にキチンと説明するくらいの理解を身につけるべきだと考えます。ギャンブルの収益をアテにした事業だと市民は見抜いていたと考えます。だからこそ、市が自分の言葉で説明できないことに更に胡散臭さを感じたのです。行政マンの能力を超えた民間委託事業をこれからも増やすことは、横浜市の行政能力の低下、退廃をもたらすと思います。民間委託だから行政マンが説明できなくてもいい、という悪しき前例とならないように、自省する記述が必要だと考えます。

- 5 市民の意見を把握するという点で、振り返り（案）22 頁では、令和元年（2019 年）に行われた 4 カ所での市民説明会においてアンケートを実施し、「IR の理解が深まった・やや深まったとの回答が約 4 割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました」としています。物事の理解を深めることと、物事を容認することとは全くの別のことではないでしょうか。人は、戦争の理解が深まると、戦争を容認することになるのでしょうか。

アンケート、世論調査、市場調査などへの偏見に基づく、事業判断があったことが、今回のカジノ IR 誘致を撤回する市長を当選させたこと、カジノ IR 事業に反対する市長候補が林立した要因だったことは明白です。真に住民の意向を把握しつつ行政の方向性を撤回や大幅な修正を含む姿勢で望むことが、今回のような事態を再来させないために最低限必要なことだと明記してください。

また、今後は市民の声を聞くときに「当該事業の必要性や受容度」について必ず意見聴取するようにしてほしいと思います。多数に従う、という意味ではありません。

少数の賛成であっても、実施する必要があるものもあるでしょう。ただ、市民の声はどうだったのかを常に押さえておくのが行政のチェック機能だと思います。

まだまだ、まとめ（案）の内容で申し上げたいことがあります。以上にとどめます。

改めて、IR 誘致事業の失敗は、当初から市民の声に耳を傾けず、推進する市と推進する一部市会とが 2 元代表制の地方自治を牛耳った形で強引に推し進めたことの帰結だったことを、十分に理解し、今後への教訓となる、次に役立つものとなる内容に書き直されることを強く要請します。

以上

“膨大かつ煩瑣な構成の中間報告であり、一般市民から「お気づきの点・ご意見」を募る姿勢が根本的にかけている。”

この報告書を読んで「お気づきの点・ご意見」を「提出」できる一般市民がどれほどいるのか、はなはだ疑問である。新聞報道によると、「関係者」の言として「加筆は限定的」「有識者の意見を加えることが主眼」とあるが、これももし事実であれば、この「振り返り」自体が一般市民から縁遠いものとしかなりえず、「庁内及び市民にフィードバック」することなど不可能である。

HP 掲載であるならば、市会委員会の場で配布された「ダイジェスト版」を示した上で、必要に応じてそこから詳細版の関連する箇所にアクセスできるようなシステムを組めるし、せめて「ダイジェスト版」を市民に提示するだけでも行うべきである。IR 推進時の広報メディアのようなカラフルで「読みたくなる」ような体裁とまではいかなくても、「読んでいただく」という姿勢が必要ではないか。

真摯に「庁内及び市民にフィードバック」する意思があるならば、一般市民が「お気づきの点・ご意見」を「提出」しやすくする工夫をするべきであり、また、「お気づきの点・ご意見」を広く募集するための広報活動が行われるべきである。

“膨大かつ煩瑣な構成の中間報告であり、一般市民から「お気づきの点・ご意見」を募る姿勢が根本的にかけている。”

この報告書を読んで「お気づきの点・ご意見」を「提出」できる一般市民がどれほどいるのか、はなはだ疑問である。新聞報道によると、「関係者」の言として「加筆は限定的」「有識者の意見を加えることが主眼」とあるが、これももし事実であれば、この「振り返り」自体が一般市民から縁遠いものとしかなりえず、「庁内及び市民にフィードバック」することなど不可能である。

HP 掲載であるならば、市会委員会の場で配布された「ダイジェスト版」を示した上で、必要に応じてそこから詳細

版の関連する箇所にアクセスできるようなシステムを組めるし、せめて「ダイジェスト版」を市民に提示するだけでも行うべきである。IR推進時の広報メディアのようなカラフルで「読みたくなる」ような体裁とまではいかなくても、「読んでいただく」という姿勢が必要ではないか。

真摯に「庁内及び市民にフィードバック」する意思があるならば、一般市民が「お気づきの点・ご意見」を「提出」しやすくする工夫をするべきであり、また、「お気づきの点・ご意見」を広く募集するための広報活動が行われるべきである。

“報告書は事実の羅列に過ぎず、「取り組んだ結果どうであったか?」「そこから何を学ぶべきか?」といった主体的な「振り返り」のないまま有識者に丸投げする姿勢こそ反省すべき点であり、今後の市政にあってはならない悪弊である。”

例えば、市民が直に接した多くの説明会、シンポジウム、動画発信、サイネージ等の広報活動についていえば、事後に担当部課内で行われるべき評価・反省の記録が残されておらず、これが行われた形跡もない。それでいながら担当者が「一定の効果があつた」と発信している。IR推進全般についても同様であつたことは容易に推測され、そのこと自体を検証することが「振り返り」となる。

市税を投入して行われた事業の効果を「フィードバック」するのは当然のことであるが、文書も残さない、行われたかどうか分からない「振り返り」でフィードバックできるはずがなく、これが横浜市役所内の風土であるとすれば、市民として憂慮が深まる場所である。

“説明会を通じてIRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割は、IR推進の材料とはならない。”

中間報告中「アンケートでは、IRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり…」との旨の記述が4カ所にわたって繰り返され、IR推進の正当性を裏付けるものとして扱われているが、もとより「理解が深まる」と「賛同する」は全く異なるものである。「理解が深まり賛意をもつ」場合もあれば「理解が深まり反意をもつ」場合も当然あり得る。つまり、このアンケートの設定自体が回答者のIRに対する賛否を計るものとなり得ないあやふやなものであるにもかかわらず、報告書内の文脈ではあたかも賛同者が次第に増えるであろう根拠として扱われ、新聞報道によれば誘致決定の根拠ともされている。

市当局の意図する方向に誘導できるアンケート設問の作成と実施および恣意的な利用は市民に対する背信行為であり、これが行われた経緯の検証が必要である。

なお、個人的にはこのアンケートに対して「(やや)理解が深まった」と回答したが、これは「市当局の言いたいことは分かった」という意味であり「市当局が謳う経済効果について何らまともな裏付けが示されないことが分かった」という意味である。よって「賛同」の意味はまったくくない。

蛇足ではあるが、IRに対する賛否を計るアンケートとしては、

「説明会に参加してIRに対してどのように考えるようになったか?」の設問回答を

「1, 賛成する 2, やや賛成する 3, どちらでもない 4, やや反対する 5, 反対する」

から選択するのが明確なやり方(の一例)であることは言うまでもない。

“市民説明会のアンケート結果をIR推進の根拠としたことには、信頼性・妥当性の点で疑義がある”

中間報告中「アンケートでは、IRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり…」との旨の記述が4カ所にわたって繰り返され、IR推進の正当性を裏付けるものとして扱われているが、説明会参加者が全市民の多様性をどの程度反映しているか、信頼できるアンケート対象者数と回収率であったか、落ち着いて回答できる環境であったかなどの点から、重要施策推進の根拠とするにははなはだ心許ないものとなっている。

「IRの理解があまり深まらなかった・全く深まらなかった」が約3.6割あつたことが併記されていないこともあわせ考えると、このアンケート結果をIR推進の根拠として扱うに至った経緯の検証は不可欠である。

なお、パブリックコメントや「市民の声」、さらに前述アンケートと同時に行われた質疑では、カウント可能な明確な反対意見・質問が賛成意見・質問を大きく上回っていたが、報告書でもこの事実については黙殺されている。

“「振り返り」に不可欠な記録の不存在もしくは隠蔽が、「振り返り」を阻害している。”

新聞報道によると「市の意思決定」に関わる協議の記録が残されていないとあるが、「振り返り」に最も重要な部分の記録がないのであれば、その「記録がない」状況がなぜ生じたかを振り返り検証する必要がある。その上で、担当副市长をはじめとする関係者の記憶からその協議内容を文書化し提示するところから「振り返り」が始まるべきであ

る。

また、当時国会でも横浜市側と国交省側の応答について取り上げられたが、この応答についての記録も開示請求に対して「不存在」とされている。外部との応答の記録がなければ応答内容の共有が内部で適切に行われるはずもなく、この「不存在」が事実であれば I R 推進が極めて杜撰な業務実態の元で行われてきたことになり、その業務実態の検証は不可欠である。「隠蔽」であればなぜ隠蔽されたかの検証がやはり不可欠である。

中間報告書においては I R 市民説明会における質疑応答の記録の抜粋が記載されているが、かつては HP 上で公開されていた質疑応答全記録とアンケート集計結果が削除され、前述抜粋記載が適切であったかの検証等が不可能となっている。これも「振り返り」を行うための資料軽視の表れであり、少なくとも市民から「お気づきの点・ご意見」を募る期間中は再公開するべきである。

“ I R 推進課による防犯ビデオガイドライン改変および個人情報過剰収集の組織的正当化の検証を。”

横浜市ではプライバシー保護のために「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（「横浜市ガイドライン」と略す。）を定めていて、その防犯カメラの定義には「特定の場所に常設」とある。

I R 推進課は横浜市 I R 市民説明会各会場に臨時に設置する防犯カメラ運用に当たって、横浜市ガイドラインの定義にある「特定の場所に常設」の文言を削除した独自の定義を記載したガイドラインを作成し、比較検討されるべき元の「横浜市ガイドライン」を資料添付せずに横浜市個人情報保護審議会に報告、了承を取り付けて、「横浜市ガイドライン」を逸脱する防犯カメラ運用を行い、説明会参加者のプライバシーを侵害した。

この件を巡っては、個人情報保護を取り扱う市民局市民情報課は I R 推進課による防犯カメラの臨時的運用を「常設」と強弁し、「横浜市ガイドライン」を所管する市民局地域支援部地域防犯支援課は、当初は I R 推進課の防犯カメラ運用方法を「プライバシー侵害の恐れがある」としていたにもかかわらず、運用者が I R 推進課であることを告げると「横浜市ガイドラインは事業者等対象である」として問題視しない姿勢に転じた。

また、コロナ禍にあって、市の各部課は開催する催事に当たって参加者の連絡先情報を収集していたが、他の部課が電話・FAX 番号やメールアドレスにとどめていたにもかかわらず、I R 推進課は正当な理由なく住所情報の提供までも求めており、市民局市民情報課・健康福祉局健康安全課も黙過している。

これらは「ある事業を巡って担当部課が何らかの力を背景に不当な活動を行っても他の部課がそれを擁護・支する」事例であり、再発防止のために検証が行われるべきである。

なお、この振り返りに回答希望で意見を提出する場合は、回答送付に必要な情報として氏名、住所、FAX 番号等が必要である旨記載されているが、「市民の声」提案の場合と比べて明らかに過剰な個人情報要求である。

過去に I R 推進に関わった「外部有識者」の多くが「市当局寄り」であったことに鑑みると、今回の中間報告に対する意見を聞く「外部有識者」を、誰が、どのような基準で選ぶかは重要な問題となる。また、この振り返り方法が「庁内及び市民にフィードバック」に有効であるかを調べる「行政の振り返り」についての専門家の参加も必須である。

なお、「外部有識者」の選定と「外部有識者」が寄せる意見および市側担当者の受け取り方については高い透明性をもって広く発信されることが重要であることは言うまでもない。また、中間報告書にない資料が「外部有識者」に提供された場合は、同時に市民にも提示されるべきである。

報告書を読んで 林市長が IR をやらないと言っていないことがわかった。むしろ 配慮苦慮しながら進めてきていることが明らかになった。

マスコミの報道ではさも IR をやらないといいながら選挙で当選したあとに急に IR をやるといっている内容だった。今回の報告書にマスコミ自身が行う報道の振り返りも追加してほしい。横浜市の将来を潰した責任をどうとるのかの記載。

なぜ 客観的な事実を伝えるような報道ができずに偏向報道を繰り返したのか。誰の指示で社内の稟議はどうやったり 誰が責任をとることになっているのか。その理由を踏まえた反省をマスコミ自身に行ってもらい報告書に綴り込んでもらいたい。

I R 誘致の取り組みを振り返る目的は、市長選挙に至るまで市民意見が市政に反映されなかった原因を深掘りし、その是正につなげることにある。I R 事業の善し悪しの前に、その取り組み姿勢そのものを反省しなくては、今後も同様のことが繰り返され、地に落ちた市民の市政への信頼を取り戻すことはできない。

林前市長配下で I R 誘致の事実上の責任者であった平原敏英副市長には、自身の言葉で反省を綴っていただき、市民が「平原敏英副市長は変わった」と思わせていただかないと、不信は拭えない。市民からの信頼の失墜こそ、金銭を

超えた市政の最大の損失であることを肝に銘じるべきで、「市政の在り方」が問われている認識があまりに希薄ではないか。

『IRの失敗を二度と繰り返しません』

のような「横浜宣言」が市庁舎に掲示され、市政幹部をはじめ全職員、市議員、市長の意識改革を促し、生まれ変わろうとする決意を見せていただきたい。

IRの良さを説明しきれなかった、市民の理解が深まらなかった、などと言う言動が未だに市政に見られる。IRそのものが財源として有効だと今でも信じているようだが、その思考は大いに改めるべきである。

IRはカジノなくして成り立たない。カジノ＝賭博は刑法違反であり、IR法により合法化されようと、その悪辣な業をカモフラージュせんがために、IRと命名されたことは明らか。

依存症者やその家族を、生け贄として不幸のどん底に突き落とし、その負け金を巻き上げ市財政を潤すとは言語道断である。たとえ財政に寄与しようと、国策であろうと、社会正義に反する禁じ手であることを多くの市民は理解している。

今後、山下ふ頭、旧市庁舎跡、旧上瀬谷通信施設、根岸住宅地区跡地などの大規模開発に突き進む中、利権の根絶を誓い、一般市民に奉仕する公僕であることを忘れず、難しい時代であっても、希望を与える存在であるよう、反省から始める「誠実さ」を示して欲しい。

1. 本報告は振り返りというより横浜市としての居直りといった色合いが濃い。182頁にも及ぶ膨大な報告書の大半は背景や経緯のまとめに終わっており、本来行うべき真摯な反省の姿勢が見受けられない。

「第1 はじめに」において、“IRの中止に伴い、これまで積み上げてきた検討・準備を無駄にしないよう、IRの誘致決定に至る市の意思決定の経過や検討内容等を改めて振り返るとともに、それらを庁内及び市民にフィードバックするため、本報告書を作成する“とあるが、この目的自体が歪んでいる。

あらゆる市民意向調査などで圧倒的多数の市民が‘No’と表明したカジノ付きIR反対の声を汲むことなく誘致に執着しその方針を変えようとしなかった過ちがどうして生まれたのか、何が市政を狂わせてしまったのかを真摯に反省し、教訓を導き、将来に活かそうとすることが振り返りであるはずだ。

2. 横浜市は強引にカジノIRを誘致しようとする過程で数多の課題や問題点を無視、否定してきたが、以下の重要な事項に対するレビューがまったくといっていいほど見受けられない。それらを要約するので最終版に市の受け止め、見解を反映することを強く求める。

1) カジノを推進するためのIR基本法とIR実施法が成立、施行されたとはいえ、カジノが賭博であり、刑法違反であることに変わりはない。IR収益の約8割を占めると言われるカジノの売り上げは客の負けたお金でしか成り立たず、それに依存して自治体運営を計ろうとすること自体に自治体としての大きな倫理観の欠如がある。

地方自治体の最重要の役割の基本は「住民の福祉の増進を図ること」<地方自治法第1条の2>であり、さらには<精神保健福祉法第2条>は「国および地方公共団体は……（中略）……、精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない」としている。

公有地をカジノ事業者に利用させることは上記の法に正面から背く行為である。地方自治法第2条16項は地方公共団体が法令に違反してその事務処理を行うことを禁じている。すなわちいかなる名目を掲げようが、いかなる理由付けを行おうが、カジノ誘致は二重三重に法違反であることは明確である。

地方自治体としてこうした法規範の意識を持っていたのか、あったとしたらなぜそれ無視しようとしたのか、なかったとしたら同趣旨の意見や陳情が多数寄せられたはずなのになぜ汲もうとしなかったのか。

2) 林文子前市長は、カジノIR誘致は国からの要請でありそれに沿うことがあたかも自治体としての責務であるかのような主張を繰り返した。たとえIRが外形的に国家的事業とされていても、誤った政策、誤った法律に依拠する事業に乗っかる義務はまったくなかった。むしろ、敢然とそれに抗することこそ地方自治であり、また市民の政治的覚醒を高めることになったのではなかったか。市民生活に害悪を齎すものにブレーキをかけることが政治

の役目であり、中央（国）から押しつけられたのであれば、それを押し返すのが本来あるべき姿であった。

Donald Trump (backed up by Sheldon Adelson) →安倍晋三→菅義偉→林文子なる絶対構造が横浜市長を完全支配していたとしても言い訳にはならない。

- 3) 林文子前市長は、2017年の市長選において、“IRは白紙”を掲げて当選した。推進を打ち出しては選挙に影響が出ることを恐れたためである。しかし、2019年8月22日に一転して、いや予定通りと言うべきかカジノIR誘致は横浜の将来に不可欠であるとして誘致を宣言した。”白紙“がFakeであることは見え見えであったが、多くの市民は裏切り行為として非難した。

2020年9月に始まったカジノIR誘致の是非を問う住民投票を求める条例制定の直接請求には、193,193筆（法定必要数6万3千弱の3倍以上）もの署名が集まった。住民投票条例（案）を議会に提出するに当たって、林前市長は当初は”賛成・反対の意見を付けないとしていたことを翻し、同年12月28日に”意義を見出し難い“とする意見書を付した。

日本最大の政令市である横浜市的首長がいかにカジノIRを成し遂げるためとはいえ、以上に代表されるような虚偽や誤魔化しなどを平気で言い、かつその合理的な理由説明もまったくしてこなかった点も反省対象として当然必要である。

そうした林前市長と歩調を合わせてきた自公与党が多数を占める横浜市会にも目を向けなければならない。

2019年4月に実施された市議会議員選挙において当選した議員の中には事前に実施された、カジノIRの誘致の是非を問うアンケートに対し、賛成を表明した者は一人もいなかった。しかし自民党、公明党の会派議員は林前市長の誘致策動にほぼ全面的に協力、共同を貫いた。前述した住民投票条例（案）に対しては、2021年1月初めの臨時議会で、“賛成か反対かの単純な2項対立にしてはいけない“、“中身が明らかにされていない中での投票は悪しき前例となる“、“軽々に市民の判断に委ねてはいけない“などとの理屈をこねて条例（案）を否決した。20万弱もの署名を背景にした住民投票条例案はカジノIRに賛成か反対かを超えてすべての会派、議員が賛成し住民投票を実施しようとするからこそ、市民を代表する議会としてのあるべき姿であったはずである。

しかし、いざ2021年8月の市長選挙に菅義偉首相の命を受けたと見られる小此木八郎国家公安委員長が出馬を表明すると自民党会派36人の大半がこぞって小此木支援にまわった。氏は“山下埠頭へのカジノIRは誘致しない“と何とも奇妙な公約を掲げた。誘致を訴え続けた林文子市長の支援に残ったのはわずかに6人だけであった。

選挙では両氏ともに敗れ、圧倒的な票を獲得した山中竹春（現市長）が当選し、公約通りカジノIRの誘致を撤回すると、自公はこぞって“大きな財源を失った”と不当な市長批判を展開した。
この醜い変節ぶりはいったい何なのか？

かかる腐敗し、墮落した市長や議員連中に“二元代表制は機能している”などと言う資格がはたしてあるのか。答えは言うまでもない。

- 4) IRの検討を初めて計画に記載した「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、その後「IR検討プロジェクト」を設置した2014年辺りから横浜がカジノIRの候補地になるとの見方が強まり、市民の関心も高まってきた。2018年の「中期計画（2017-2021）」については計画自体に‘カジノ’なる言葉はいっさい載っていなかったにも関わらず、’IR‘がカジノを核とするものであることを見抜いた市民が多数存在し、その素案に対して意見提出者の94%がカジノIR誘致に反対の意思表示をした。

2020年6月に地元神奈川新聞社とJX通信社が合同で行った市民意向調査では、横浜市のIR誘致に66.4%の市民が反対していることが分かった。さらには同両社が2021年7月、すなわち市長選直前に行った同様の市民意向調査では、反対が70.7%にも上った。

また、2020年3月6日～4月6日に実施された「横浜IRの方向性（素案）」に関するPublic Comment募集に対しては、5,040もの個人・団体からのコメント（意見数は9,509件）が寄せられた。市民有志が相当な時間を費やしてそれらを解析し取り纏めた結果は、IR誘致の賛否の割合を公平に導いて賛成35%、反対65%を示し

た。

以上のように、外部による意向調査であれ、市が実施した Public Comment であれ、70%近い市民がカジノ IR 誘致に高い関心と大きな懸念を抱きながら反対の意識を有していることが明らかにされてきた。

しかしながら、横浜市はこれらの調査・意見募集結果等に示された市民の思いを無視し、誘致のための事業を止める、少なくとも緩めようとすらすらにひたすら邁進し続けた。コロナ禍の拡大で「カジノよりもコロナ対応を」との悲痛な叫びも受け止めようとしなかった。いったいこれが行政のとるべき姿なのか。ことあるごとに”市民の声を聴く”と言っていたのはなんだったのか。

振り返りでは、こうした市民の声や意思をどう理解したか、どう IR 誘致事業の見直しに反映させようとしたのかについてまったく触れられていない。事業の振り返りでもっとも根幹であり必須であるこの作業を欠落させては振り返りの名にまったく値しない。

「横浜 IR の方向性（素案）」に関する Public Comment 募集に際しては、注意事項の一つとして“いただいた意見は IR の方向性の策定に関して参考とさせていただきます”とあった。これは端から誘致の基本方針に支障ない範囲での枝葉末節な修正提起には応じるが、誘致を止めるべきとの意見がどれだけ多数寄せられたとしても、それで事業を止めることはしないと宣言していたのに等しい。

本来、広聴とは市民の声や意向を客観的に汲んで、必要であれば事業の大幅な修正、中断あるいは撤退までも含めた対応を前提とすることで初めて意義が生まれる。

今後も多くの横浜市の施策や事業に対して市民意見（Public Comment 含む）募集がおこなわれるはずだ。市民が共感し、納得する意義あるものにしてゆくために、この最も重要な点に対する真摯な振り返り（総括）が求められる。

- 5) 横浜市は少子高齢化、人口減、社会保障費の増大、財政危機などに対応するために観光振興、地域経済の活性化が必須であり、そのためにはカジノ IR の誘致が絶対に必要である旨を喧伝してきた。実施方針策定時点では 1 兆円前後の経済波及効果を謳い、税収効果として 820 億円～1,200 億円/年が期待できるとの幻想を振りまいた。その後、後者については若干低めに修正を施したが、横浜市はこれら数字の根拠や内訳について明らかにしたことはなかった。この点を追及されると“事業者から挙げられた数字を委託先の監査法人がまとめた”とか“区域整備計画の段階では明らかにする”などと言いつつ。過大な数字を挙げてくることが見え見えの事業者の情報をその有効性を精査しないまま広報にそのまま利用するなど許されることではない。「横浜 IR の方向性（素案）」に関する Public Comment では、巨額な税収増効果を鵜呑みにして IR 誘致に賛成とする意見が相当数あった。

さらに、大きな問題はカジノ IR を運営するために必要な社会的コストがまったく定量評価されてこなかったことである。典型的なものは、ギャンブル依存症対策、治安維持にかかるコストであるが、失業者増に伴う税収減や生活保護費の増大、地域経済の衰退（Cannibalization＝共喰い）、Money Laundering への対応、事業者撤退時における損失補償など、多々負の影響に対応するためのコストを考慮しないことには正確な収支の算定は不可能であり、これではプロジェクト（事業）の体を成してはいない。

「IR 等新たな戦略的都市づくり 検討調査（その 2）報告書」（2016 年 3 月）では諸外国・地域の 17 件に及ぶギャンブルまたはカジノによる「負の影響・社会的コストの調査・研究」結果が報告されている。どうしてこの重要な要素を活かそうとしなかったのか。意図的に焦点化しなかったのはなぜかも振り返らなければならない。

3. 住民投票条例制定請求や市長リコールの直接請求運動、市長への陳情、市会への請願、その他多数の日常的な抗議や情宣活動等膨大な市民のエネルギーを消耗させた本件事業を公正、公明に振り返るためには第三者性が決定的に必要である。しかし、2 月 16 日に報告された内容は、「中間報告」をまとめた責任主体がどの組織なのかについての言及はなく、報告書自体自体にも記載はない。単に問い合わせ先として都市整備局総務部業務調整課、そして意見提出先として都市整備局 IR 振り返り担当が記されているだけである。

本件「中間報告書」を作成したのはまず間違いなく IR 誘致事業推進の中核となった都市整備局であろうと推量できる。少々他局の関与があろうが、責任主体は都市整備局であり、事実上の責任者は平原敏英副市長と思われる。

とすると、いわば犯罪人が自らの罪を裁こうとするに等しく、公正で公明な事業総括ができるわけがない。事実、以上で展開してきた問題点、不備や欠陥の数々は、その証とも言える。

1. の冒頭で真摯な反省の姿勢が見受けられないと指摘したのはこのことである。第三者委員会的な組織による振り返りのやり直しができないとすれば、100歩、いや1,000歩譲ったとして組織と作成プロセスを具体的に正直に説明し、かつなぜそれで良しとしたかについても触れなければならない。

「横浜市職員行動基準」には次のような行動規範が含まれている。

- 積極的に情報を開示するなど、行政の透明性を確保し、説明責任を果します。
- 事件・事故の情報を共有し、その原因を明らかにして再発を防止します。

これも合わせてしっかりと振り返ってもらいたい。

以上

誰もが住み続けたいと思う横浜市へのスタートなど、新たな横浜市政への取り組みに敬意を表します。私ども「横浜市長サポートアクション」は、昨年の横浜市長選挙の一端で山中竹春現市長を押し上げた無党派の横浜市民により、2021年9月に結成された山中市長を支援する団体です。

2022年2月に中間報告として出された「横浜IRの誘致に係る取組の振り返り（案）」について質問を致します。

この振り返り（案）においては、検討、意思決定、取組推進の全ての過程において、誤謬は無かった、その都度の判断に間違いは無かったとされています。市長が交代しなければそのまま継続していた取組が、市長が交代することで、推進から中止へと真逆に転換するという事態を招いたことを謙虚に捉える必要があると考えます。

市民の圧倒的多数が誘致に反対していた。だから、広範な市民を巻き込んだ誘致反対運動が起こり、誘致の是非を住民投票で問うことを求めた条例制定請求の署名活動まで行われ、必要な法定署名数の3倍を超える署名が集まりました。しかるに、林前市長は「住民投票には意義を見出しがたい」との市長意見を付し、市会は市民の制定請求を否認しました。

「市民の皆様、市議会の皆様の意見を踏まえた上で」（20頁）とあります。一方で、林前市長と市会議員の誰一人として、カジノ付きIR誘致賛成を表明して当選してはいない。したがって、市長と市会の両者ともに、IR誘致に関しては、正しく民意を反映しておらず、反対多数の民意とは捻じれた様相を呈していたということになります。IR誘致反対の議員はいても、賛成と明言して当選した人が皆無という異常な構成の市会が「市民の意見を聞け」という市民の最低限の要求を一顧だにすることなく、住民投票の条例制定案を葬ったわけです。

2021年8月の市長選においては、推進しようとする林前市長に加えて、現職の国務大臣が職を投げ打ってまで市長候補にカジノ誘致に反対の意思を表明して名乗りを上げ、しかもカジノ誘致推進を行ってきた地元選出の首相（当時）がカジノ誘致反対を表明したこの候補への支援の表明を行う事態となりました。これは国の最高権力者がカジノ誘致に誤謬があることを認識していたためとも推察されます。総勢8人が立候補して、6人が反対、2人が賛成という前代未聞の混沌の中、反対を明言し市民の支援を得た山中氏の当選で、決着がつかしました。市民が選挙で誘致推進の市長から反対の市長に交代させなければ、この誘致に係る取組は止まらなかったのです。カジノ反対表明の候補が政権与党系を含めて多数に上ったという事実を踏まえれば、このような市政の大混乱を招いた市の取組は、行政として大失敗だったとの認識を持たざるを得ず、まずは振り返りの前提としてそこを出発点とすることが適切と考えます。

この間の市の取組が失敗だったこと、これを素直に認めることから振り返りを始めて頂きたいと思います。失敗の本質は何処にあったのか。それを突き止めることこそが、振り返りの目的です。当初より多くの市民が疑義を感じていたカジノ付IR誘致に、なぜ市は執着してきたのか、何処に判断の誤りがあったのか、何処に市政運営の傲慢さがあったのか、を抉り出してこそ、この振り返りは「これまで積み上げてきた検討・準備を無駄にしない」（1頁）ことになり、今後の市政に寄与するとともに、市民への誠実な「フィードバック」たり得ると考えますが、お答えください。

以上、総論3点、

- ①市政の大混乱を招いた点を謙虚に反省する必要がある
- ②市政の大混乱を招いた市の取組は大失敗であった
- ③失敗の本質は何処にあったのか、それを突き止めることこそ振り返りの目的であるについて、お答えください。

以下は、各論になります。

- 1 振り返り（案）では、16～124頁までが「IR検討から誘致の意思決定等の経過」についてで、125頁から始まる「広報・公聴の取組」の項で、市民からの声について触れているのは、150～153頁のわずか数頁にとどまっています。カジノ誘致に関して直接市民の意思を聞くことは行なわれなかったと考えざるを得ません。

直接市民の民意を把握することをしなかったものの、「平成28年度から令和4年1月までにいただいた意見・要望の総数は、延べ3,181件にのぼりました」「意見提出者数は延べ5,040人・団体と市が実施したパブリックコメントとして過去最高となり、また、提出された意見は、9,509件にのぼりました」と記述されているように、過去にない規模の市民の声が寄せられたことを市は認知しています。

その上で、それを聞いて市はどう感じたのか、IR事業誘致をどう見直したのか、についてひとつも触れていません。パブコメを踏まえたマイナーチェンジレベルのことを指しているのではありません。公聴、広報とは、事業の撤退、大幅修正も意識しながら市民の意見を聞くこと、双方向の意見交換が大前提です。

とりわけ、法律の規制を特例で外すような大きな事業推進にあたって、市民の意向を把握せずに誘致決定の判断をした理由を明確にしてください。

この間、林文子前市長は市会や記者会見等で「企業市民」なる言葉を持ち出し、いかにも賛成が多いかのような発言を繰り返しました。しかし振り返り（案）で登場しているのは横浜商工会議所と横浜青年会議所です。これらの団体が「企業市民」を指すのか、林前市長の発言がスタンドプレーでないとしたら、振り返りできちんと説明する義務があります。

- 2 振り返り（案）で複数回取上げられている平成23年（2011年）2月4日付の「都心部活性化特別委員会報告書」ですが、この報告書を市はIR検討調査の開始根拠のひとつにしています。「(1) IR検討から誘致の意思決定までの経過（まとめ）ア IR検討調査の開始」の項で、この報告書を取上げていることからそれは明白です。（16頁）

振り返り（案）には、「行政側としても、法的整備を含めた課題を整理した上で、ワークショップやシンポジウムなどを開催し、市民の意見を聞く機会を設け、実現の可能性を調査・研究していくべきである」（40頁）としています。市場性・実現性の調査・研究は毎年のように実施したようですが、もう一方の「市民の意見を聞く」ことはどのように実施し、その結果から何を検証したのか、が明記されていません。このことについて明確にしてください。

- 3 「IR（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼（RFI）等の実施」（48頁以降）のところでは、事業者へのヒアリングによる事業計画とそれに基づく、市財政への寄与度などが公表されたことはわかります。

しかし、市は「事業者との非公表の約束」をたてに、市民からの再三にわたる質問にも、具体的な数字の根拠などは明らかにしませんでした。本来なら、市がカジノ付IRの事業の仕組みを市民に明確に説明できる程度の理解を身につけるべきだと考えます。

何故、市は、参入しようとする企業に事業計画の提出を求めなかったのでしょうか。相手が私企業といえども、事業計画の確認なしで、企業側から出される「横浜市（及び広域）に与える直接的・間接的な経済波及効果等」（49頁）の信頼度をチェックすることはできないと考えますが、この点について、お答えください。市民として何度も事業計画、事業の見通しについて市に対して質問したことでもあります。

- 4 市民の意見を把握するという点で、振り返り（案）22頁では、令和元年（2019年）に行われた4カ所での市民説明会においてアンケートを実施し、「IRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました」としています。物事の理解を深めることと、物事を容認することとは全くの別のことではないでしょうか。人は、戦争への理解が深まると、戦争を

容認することになるのでしょうか。

アンケート、世論調査、市場調査など、客観的データを有効に活用できなかったこと、適正な事業判断ができなかったことが、誘致事業の推進に固執した要因だと考えますが、この点についてお答えください。

以上

横浜 IR の誘致計画にはカジノ誘致が含まれており、これには、当初から多くの市民が反対を表明し、メディアの世論調査でも 6 割以上の市民が反対を表明していました。

①林前市長は、2017 年 7 月の市長選挙の直前、それまでカジノ誘致に賛成であったものを急に白紙へと態度を変えており、選挙公約においても「カジノ誘致の方向性を決める際には、市民や議会の意見を踏まえる。」と表明していました。

ところが、②林前市長は、2019 年 8 月に民意の確認も行わず、突然、誘致への方向性を決定しています。これは、選挙公約違反であり、本来、この時点で市長の資格は、ないはずでした。

林前市長は、③民意を確認するよう求める市民の声にも耳を傾けず、説明をすれば市民に理解していただけたとして説明会を強行し、国への IR 誘致の認定申請に向け突き進んでいました。

④説明会においては、空席があっても市民の複数回の参加を拒むなど、各種の制限を設け、カジノ誘致反対の声が大きくならないよう専制的な取り組みを行いました。

説明をすれば分かるというのであれば、説明会への複数回の参加は、むしろ歓迎すべきものであり、複数回参加への制限は矛盾します。

⑤このような市の対応について陳情・質問書を提出しました。しかし、それへの回答は質問に全く答えていない不誠実なものであり、回答者の IR 推進室の課長に面談を求めましたが、応じられず、係長クラスの職員との廊下での立ち話となり、明確な回答は得られませんでした。不都合な質問には答えないのは市民を愚弄するものです。(陳情・質問書とそれへの回答を添付)

市民の真摯な意見や質問に対し、不誠実な回答で済ませるという行政の体質・風土は、残念ながら今も残っています。

⑥カジノ誘致に関し、住民投票条例の制定を求める有権者の署名が、規定の 3 倍を超える 19 万 3 千余筆提出されましたが、当時の林市長は「住民投票を実施することには、意義を見いだしたい」、「市では代表民主制が健全に機能している」とし、「議会における議論を基本として法廷の手続きを着実に進めていくことが重要」と結論づけています。

しかし、⑦2019 年 4 月の市議選においては、カジノ誘致は争点になっておらず、この選挙で選ばれた市議からなる市議会をもって「代表民主制が健全に機能している」とは決して言えません。

更に⑧2020 年の市民が選ぶ横浜市 10 大ニュース投票に際しては、ニュースの候補に「IR (統合型リゾート) の方向性を公表 過去最多の 5,040 人・団体から意見が寄せられたパブリック コメントをもとに『横浜 IR (統合型リゾート) の方向性』を公表した。(8 月)」が入っており、投票の結果、第 16 位に選ばれています。このような既成事実でカジノ誘致の方向性を補強する意図があったと考えられます。

⑨パブリック コメントの公表にあたっては、カジノ誘致に対する意見が羅列されていますが、賛否の比率は示されておらず、市民団体が後に行ったコメントの精査により、反対意見が 53.4%であったことが判明しています。反対意見が過半数を超えている不都合なことは、あえて示さなかったと考えられます。

カジノ誘致を含む横浜 IR 計画は、2021 年のカジノ誘致反対を掲げて当選した山中市長により撤回されましたが、コロナ禍による遅れがなければ、林前市長の下、民意に反し国への認可申請が提出されているところでした。

これが、私が認識しているカジノ誘致を含む横浜 IR 計画の撤回までの経緯です。⑩横浜という地方自治体が、民意に反し非民主的な姿勢でこの計画を突き進めようとしたことが明らかであり、市政の歴史に汚点を残したといっても過言ではありません。

加えて、⑪市がまとめた「横浜 IR の誘致に係る取組の振り返り」(中間報告)には、これまで述べた市民目線から見た非民主的な市政のあり方、すなわち、市民の意見に対し行政が、いかに対応したかについて全く記述されておらず、不都合な記録を残さないとするかのようです。

また、⑫この重要な中間報告とそれへの意見募集に関しては、市のホームページに掲載があるものの、記者発表はされておらず、市民への広報が全くなされていないのは、どうしてでしょうか。

このように、今回の IR の誘致計画においては、誘致ありきの施策が顕著であり、民意を尊重しようとする姿勢が行政側に欠如していたことが明らかであり、主権在民の自治となっております。

そこで、横浜市がカジノ誘致におけるこのような汚点を十分検証したうえで総括し、二度と非民主的な市政を行う

ことがないよう切望するとともに、横浜市に次のアクションを求めます。

1. 「横浜 IR の誘致に係る取組の振り返り」(中間報告)とそれへの意見募集について、記者発表すると共に、「広報よこはま」に記載し市民への正式な広報を行う。
2. 中間報告では全く触れられていない、上記のアンダーライン部①～⑫の内容を最終報告に反映し、今後の民主的な市政運営に活用する。

貴市におかれましては、IR 誘致をめぐる経過につき、「横浜 IR の誘致に係る取組の振り返り (案)」を本年 2 月 16 日に中間報告として公表し、今後選定する外部有識者の意見・評価を踏まえ、最終的な報告書とする、としておられます。

中間報告を拝見しますと、「横浜の 20 年、30 年先を見据え、横浜が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、IR を実現する必要がある」(2019.8.22 記者会見での林前市長の誘致表明)と貴市が位置付けた政策が、なぜ横浜市民の多くに拒否され、撤回を余儀なくされるという結果になったのか、についての問題意識が全く欠落しているといわざるをえません。この点の検証は、今後、貴市が重要な政策を立案・推進していくうえで重要と考えますので、報告書で取り上げて検証すべき点について意見を述べます。

1. IR の中核をなすカジノについて市民の多くが反対している調査結果をふまえ、これに対する貴市の認識が不足していなかったかを検証すべきです

貴市が IR 誘致を検討していることが報じられた段階から、地元紙神奈川新聞社は、市民・県民に対する世論調査を行っています。

それによれば、カジノについての賛否は、

- 2017 年 7 月 24 日 (市長選直前) 横浜市民 反対 65.2% 賛成 22.7%
- 2017 年 10 月 19 日 (衆院選直前) 神奈川県民 反対 68.0% 賛成 24.5%
- 2019 年 8 月 18 日 (参院選直前) 神奈川県民 反対 62.3% 賛成 29.6%
- 2019 年 9 月 17 日 (前市長の誘致表明後) 神奈川県民 反対 63.85% 賛成 25.7%
- 2020 年 6 月 23 日 横浜市民 反対 66.43% 賛成 22.41%

です。どの時期の調査についても、市民・県民は圧倒的に反対意見が多かったのです。

全国的な世論調査でも、調査主体を問わず、反対が圧倒的多数です。

- 2020 年 1 月 6 日共同通信社 反対 77.5% 賛成 15.4%
- 2020 年 1 月 13 日時事通信社 反対 62.4% 賛成 22.8%
- 2020 年 1 月 19 日朝日新聞社 反対 63% 賛成 27%
- 2020 年 1 月 27 日読売新聞社 反対 58% 賛成 30%
- 2020 年 2 月 14 日共同通信社 反対 70.6% 賛成 21.2%
- 2020 年 2 月 17 日日本世論調査会 反対 64% 賛成 32%

2. 市民がどのような論拠で、何を懸念してカジノに反対したのか、また、そのことに対する貴市の検討が不足していなかったかを検証すべきです

(1) 中間報告では、「ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組」(154～173 頁)という項目に、

- ・依存症対策基本法、対策推進基本計画、県推進計画が成立した
- ・市民の内、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、0.5%という推計結果が出た
- ・有識者によるシンポジウムを開いた
- ・社会的コストについては、「定量化のモデルが存在していない」

ということが一方的に記載されているにとどまります。

(2) 当団体をはじめ、市民は以下のような様々な論拠に基づき、カジノによってもたらされうる深刻な問題を指摘しました。

①カジノによりもたらされる「にぎわい」は「賭博中毒者」と「ヤミ金」

○カウオンランド (年間延 300 万人) の 1 日平均利用者約 8,000 人のうち 6 割 (約 5,000 人) は「賭博中毒者」

開業後 18 年間に約 2,000 人が自殺 (2018.7.19 朝日新聞)

○横浜でのカジノの利用者はカンウォンランドの2～3倍（年間延べ600～900万人）とされている。したがって、「賭博中毒者」によるカジノ来場は1日平均10,000～15,000人と推計される。

カンウォンランドでは、I Rの周辺に、賭博中毒者をターゲットとする「ヤミ金」が多数集まっていると報道されている。横浜でも、I Rの外は「ヤミ金」の「にぎわい」が創出されかねない。

②ギャンブル依存症があるからこそカジノは成り立つ

Victorian Responsible Gambling Foundation : Research Report 2017. 11によれば、依存度の強弱によるギャンブル人口の比率は、

問題なし 82.2%、軽症 12.7%、中症 4.0%、重症 1.1%

であるのに対し、依存度の強弱によるカジノの売上げ比率は、

問題なし 16.8%、軽症 20.9%、中症 22.9%、重症 39.4%

であり、ギャンブル人口比率わずか1.1%の重症依存症者によって売上げ39.4%を占めている。まさに、重症依存症者によってカジノの経営が成り立っているのである。

また、上掲のリポートによれば、カジノの顧客は、他の賭け事に比べ、重症依存症者の割合が極めて高い。すなわち、

宝くじは、重症 5.1%、中症 13.2%、軽症 17.6%、問題なし 64.0%

賭けレースは、重症 3.5%、中症 7.5%、軽症 55.8%、問題なし 33.2%

であるのに対し、

カジノは、重症 39.4%、中症 22.9%、軽症 20.9%、問題なし 16.8%

と、重傷者の割合は他の賭け事の8～10倍にのぼる。

③ギャンブル依存症には、「治療」の手が届かない

厚生省患者調査2011（蒲生裕司「よくわかるギャンブル障害」より再引用）によれば、以下のとおりとされています。

薬物依存 推定有病者数10万人 受診患者35,000人 受診率35%

アルコール依存 推定有病者数80万人 受診患者43,000人 受診率5.4%

ギャンブル依存 推定有病者数360万人 受診患者500人 受診率0.01%

ギャンブル依存症者の受診率はきわめて低く、「治療の手」が届かないのが実情です。

しかも、受診にたどりつき「治療」を受けられても、その効果は限定的です。

朝日新聞（2020年1月11日）によれば、「治療」を受けても、6割は6ヵ月以内に再発してしまうのです。

④不十分な入場規制

上述したギャンブル依存症者の受診率の低さ、再発率の高さをふまえれば、入場規制が唯一のギャンブル依存症対策ということになります。

この点、政府は、「世界最高水準の入場規制」と謳っていましたが、規制内容をみれば、それが事実と反することは明らかです。

わが国の「入場規制」は、

- ・地元住民も一般も、4週間に10回まで（年間130回まで）入場可
- ・地元横浜市民にも特別の規制なし

これに対し、韓国のカンウォンランドの入場規制は、

- ・一般客は1ヵ月15回まで
- ・ただし地元住民（出資自治体の住民約20万人）は1ヵ月1回まで

との規制が行われています。それでも前述のとおり利用者全体の約6割がギャンブル依存症という実情なのです。

3. 市民生活に重大な影響を及ぼす重要政策を進める上での市の姿勢が不十分であったことを反省すべきです

(1) 横浜市へのカジノ誘致は市民生活にも重大な影響を及ぼします。誘致の是非を問う住民投票の実施を求め、住民投票条例制定のための直接請求も行われました。

市は、市民の意見を真摯に受け止めるべきでした。

しかし、「中間報告」においても、請求書の内容は紹介せず、条例に反対する市長の意見書だけを全文掲載して

います。

市長の意見書のポイントは、

- ① I R 整備法では、民意を反映させる方法として公聴会以上のものを求めている
- ② 住民投票の実施は、議会におけるこれまでの議論の棚上げを意味する
- ③ 今後は「市民の皆様丁寧に説明を行う」とことと「議会における議論を基本として法定の手続きを着実に進める」ことが重要と考える

というものでした。

「民意」に対する、このようなスタンスの取り方こそが、横浜カジノの最大の問題点であったといえるでしょう。

(2) 社会経済状況が変化しても、見直しをしない硬直を改めるべきです。

新型コロナによる I R のビジネスモデルへの影響を市は全く考慮しませんでした。

新型コロナが流行しているなかでの 2020 年 6 月定例会において、

「新型コロナの世界的流行の収束が見通せない中、不急不要の経済活動の停止で、真っ先に閉鎖の対象となったのがカジノです。今こそ、市民の声に応じて誘致を撤回するという責任ある決断を求めますが、いかがですか。」

という質問がなされましたが、市の答弁は、

「IR は、2020 年代後半の開業という、長期的な視点で現在事業に取り組んでいます。コロナ収束後には、横浜経済の復興・飛躍をけん引する起爆剤になると、考えています。」

また、2021 年 6 月定例会で

「ラスベガス・サンズ、ウィン・リゾーツ、ギャラクシーと有力な 3 社が撤退した事実を直視すれば、これまで市が市民に言ってきた増収効果が見込めるとは到底思えません。今こそ IR カジノ誘致を撤回する決断のチャンスと考えます。いかがですか。」との質問もなされましたが、市の答弁は、

「IR の実現により、これまででない規模の民間投資が期待されます。将来にわたって市民の皆様暮らしを守るために、IR の実現が必要であると考え、議決いただいた予算に基づき、事業を進めています。」

というものでした。

パンデミックが収束しても、流行前の I R のビジネスモデルが復活するわけではないことは、社会の変化に適切に目配りをしていれば、認識できることです。

すなわち、

① リアルカジノに代わってオンラインカジノが登場しています。

日本は、米国、ドイツに次ぐ「オンラインカジノ大国」(2021. 12. 20 日経新聞といわれ、2021 年 9 月の月間アクセス数は

米国	2 億 5800 万回
ドイツ	1 億 0400 万回
日本	8300 万回

3 年前と比べて約 100 倍になっているのです。

スマホなどモバイル端末からのアクセスが 67% を占めます。

② IR の集客装置としての MICE (国際会議や展示会) も、リアルとオンラインの併用が標準化しており、「リアル」の規模は縮小し、カジノの売り上げも当然減少します。

③ 中国当局のジャンケット規制のため、富裕層がカジノで遊ばなくなっています。

米国の格付け会社は、コロナ収束後のマカオのカジノ収入を 19 年の 30~40% と予想しています (2022. 2. 19 日経新聞)。

「アフターコロナ」の時代には、カジノ、I R の規模の縮小や、競争の激化などの要因により、自治体の財源としての機能も著しく衰えることが容易に予測されます。

そのような当然の疑問に対応する用意が全くなく、前掲のような答弁に終始したのでは、市民が納得できないのは

当然です。

4. 結語

「横浜 I R の誘致に係る取組の振り返り」を行うのであれば、「振り返る」ことによって、前だけを見ていた今までとは違う景色が見えてくるというものであるべきですが、「中間報告」の視野にあるのは今まで通りの景色であり、いままで見落としていたものは何一つ入っていません。これでは、振り返ったことにはなりませんし、「今後の観光・経済政策の立案に役立つ総括」にはなりません。これまでに無視ないし軽視していた要素は何か、を真摯に探る「振り返り」をするよう、求めます。

以上